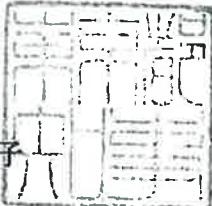


甲第 75 号証

3 総防管第 652 号
令和 3 年 5 月 12 日

株式会社グローバルダイニング
代表取締役 長谷川 耕造 殿

東京都知事
小池 百合子



新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項に基づく要請について

東京都は、令和 3 年 4 月 23 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項に基づき政府が発出した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、現在、東京都における緊急事態措置として、酒類の提供（利用者による酒類の持込を認めている場合を含む。以下同じ。）又はカラオケ設備の提供を行う飲食店に対しては休業すること、酒類の提供及びカラオケ設備の提供を行わない飲食店に対しては営業時間を 20 時までとすることなどの要請をしており、既に都内の多数の施設が当該要請に応じていただいております。

下記 1 記載の施設（以下「貴施設」という。）は、上記要請の対象となっていますが、当該要請に応じていただいておりません。

貴施設は、事業の性質上、新型コロナウイルス感染症のまん延につながる懸念があるため、法第 45 条第 2 項に基づき、下記 2 記載の要請（以下「本件要請」という。）を行います。

記

1 施設名及びその所在地

別紙のとおり

2 本件要請の内容

(1) 期 間

令和 3 年 5 月 12 日から令和 3 年 4 月 23 日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間

(2) 講ずべき措置

(ア) 施設の使用停止（休業）

上記 1 の施設の使用停止（ただし、酒類の提供及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。）

(イ) 施設の使用制限

酒類の提供及びカラオケ設備の提供を取り止める場合であっても、20 時から翌日 5 時までの間において、上記 1 の施設を営業（宅配及びテークアウトサービスを除く。）のために使用することの停止

3 本件要請を行う理由

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるため

4 本件要請に応じる場合の連絡先

本件要請に応じる場合には、下記【問合せ先】欄記載の連絡先に連絡いただき、その旨をお知らせください。

5 その他

上記2のほか、東京都は、法施行令第12条に規定される各措置（従業員に対する検査の勧奨、入場をする者の整理等、発熱等の症状のある者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場をする者に対するマスク着用周知、感染防止措置を実施しない者の入場禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等））の要請をしています。

【問合せ先】

東京都 総務局 総合防災部

危機管理調整担当

03-5320-7891

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく
施設の使用制限（営業時間短縮）の要請対象施設名及びその所在地

	施設名	施設所在地
1	ステラート	東京都港区白金台四丁目19番17号 3階
2	権八 桜新町	東京都世田谷区桜新町二丁目9番2号 TNKビル2階
3	権八 NORI-TEMAKI 原宿	東京都渋谷区神宮前六丁目35番3号 コープオリンピア1階